

保育園利用申し込みに関する確認票

各項目をお読みになり、署名の上、お申し込み下さい。 ※確認票の提出が無い場合は受付できません。

確認事項

1	募集案内（その他関連書類を含む）は全てお読みになり、理解したものととして対応します。
2	育児休業中の方は必ず利用申込書を取り控えとして保管、オンライン申請の方は控えをダウンロードしてください。受付した利用申込書はお返しできません。情報開示請求により、写しを請求してもらう必要があります。
3	保育園の入園選考は提出された書類を基に、審査し決定します。申し込み後、家庭状況（住所・連絡先・家族構成・勤務状況・保育状況等・入園調整）に変更があった場合は速やかにご連絡ください。申込内容が事実と異なると判明したときは入園の内定や決定を取り消すことがあります。
4	就労証明書は原則、事業所の担当者が記入したものをご提出ください。入園審査時や入園後も随時職場への電話・訪問等で勤務確認を行います。そのときに就労確認が出来ない方や、就労証明書の内容が違う場合・書類の改ざんが認められる場合は虚偽申請とみなし、入園の内定や決定の取り消し、また一切の入園手続きを行いません。
5	支給認定を受けた場合でも、保育園の定員数などにより、入園できない場合があります。
6	入園選考は、締切日までに提出された書類によって審査します。期限後に提出された書類は、原則次回（入所希望月以降の入園）の選考からの審査対象とします。また、提出された書類はお返しできません。
7	選考は申し込みの先着順ではなく、保育の必要性の高い順に行いますので、入園の順番は変動する場合があります。
8	保育園は面積、保育士数、保育状況等により受入人数が決まります。退園等により空きがある場合に選考を行います。
9	申込書において「希望園に空きが出るまで待つ」にチェックをすると入園調整の結果、希望の園に入園出来なかった場合は、欠員補充の対象となります。
10	入園日は原則、毎月1日となります。ただし、1日が日曜・祝日に当たるときは登園できません。
11	11月以降に入所した児童は在園児保証の対象外となります。次年度4月以降も利用を希望する場合は、新たに申し込みが必要となります。新規調整となるため保育園に空きがない場合、待機児童になる可能性もあります。
12	育児休業期間中に育児休業にかかる子以外の兄弟児の新規入園はできません。ただし、既に在園している場合には、2歳の誕生日の月末までは継続して入園できます。
13	育児休業にかかる子が入園できる場合は入園月の翌月1日までの復職が条件になります。（復職ができない場合は入園も取り消しとなります。）
14	申し込み時の入園基準に該当しなくなった場合は退園の対象となります。出産・介護・就学等による入園期間終了後、異なる理由で引き続き入園をご希望の場合は、速やかにその根拠となる資料を提出してください。
15	求職中で入園した場合は、入園期間は3ヶ月です。期間内に勤務証明書の提出がない場合は退園となります。また、当該年度において求職中での再申請は原則できません。
16	在園児が在園以外の園を希望する場合は、新規児童の取り扱いとなります。その際、希望の園に入園出来なかったとしても、元の保育園に戻ることはできません。
17	在園児が年度途中での転園を希望する場合は今通っている園を退園し、新たに申し込みをしてからの調整となります。新規調整となるため保育園に空きがない場合、待機児童になる可能性もあります。元の園に戻ることもできませんのでご注意ください。
18	利用希望保育施設の内定を辞退した場合、1回に2点減点とし、この減点は年度中は適応されます。
19	保育料の算定資料（未申告や転入のため個人番号又は課税証明書が必要な方）が無く保育料が決定できない場合は、一番高い保育料で仮決定をします。
20	町民税の更正が判明し、保育料が増額となった場合は、遡って保育料を納付することになります。
21	保育料は納付期限内に必ず納付してください。滞納がある場合、児童手当より特別徴収等を行います。また、保育園入園に伴う利用優先度の調整（減点）対象となります。

上記条件について確認し、同意いたします。

八重瀬町長 殿

令和 年 月 日

保護者 _____

保護者 _____

児童名 児童名 児童名